

## 請求もれはありませんか？『特別障害給付金』

平成17年4月1日より障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対する福祉的な措置として「特別障害給付金制度」が始まっています。下記の支給対象となる方であるにもかかわらず、いまだ請求手続きをされていない方はいらっしゃいませんか？この給付金は請求の翌月分からの支給となりますので、該当される場合はできるだけ早めに請求を行っていただきますようお願いします。

### 【制度の概要と手続き上の留意点】

#### 1. 支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

- (1) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者
- (2) 平成3年3月以前の学生

であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象になります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象となりません。

#### 2. 手続き上の留意点

請求書の受付は住所地の市町村役場で行われています。この給付金の支給は、請求書を受付けした月の翌月分からとなりますので、給付金を請求される方は、必要な書類等がすべて揃わない場合であっても、請求書の受付けを行っていますので、できる限り早めに請求書を提出してください。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることになります。）

#### 3. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方 → 月額49,850円

” 2級相当に該当する方 → 月額39,880円

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

○ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）

○経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の受給資格はなくなります。